

J R 東海労幹関西地「申」第28号
2 0 1 9 年 3 月 4 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松寄 道洋殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑野 浩孝

「構内操縦担当者の始終業時間の変更」に関する申し入れ

2月14日、会社より大阪修繕車両所の始終業時間の変更についてお知らせがあった。しかし、構内操縦担当者の入11・入12（日勤）入1・入2（夜勤）の始終就業時間を現行より90分後ろへ移行させるという極めて異例の変更であると考える。

よって、以下の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 構内操縦担当者の入11・入12（日勤）入1・入2（夜勤）の始終就業時間を現行より90分後ろへ移行させる理由を明らかにすること。
2. 入11・入12（日勤）の始終就業時間の変更後、17時15分～18時45分の間の業務量を明らかにすること。
3. 入1・入2（夜勤）の始終就業時間の変更後、9時15分～10時45分の間の業務量を明らかにすること。
4. 入11・入12（日勤）入1・入2（夜勤）の社員に対して、通勤回送が利用できないため、通勤バスの柔軟な設定をすること。また、入11・入12（日勤）入1・入2（夜勤）の社員が利用する茨木発の通勤バスは、プラザ前、定時発とすること。
5. 入11・入12（日勤）入1・入2（夜勤）の始終就業時間の変更に伴い、入11・入12と入1・入2の勤務時間が重複（18時15分から18時45分）・（10時15分から10時45分）するが、この間のカードキー・ディンプルキー・携帯電話の貸与はどうなるのか明らかにすること。
6. 構内操縦担当者の通勤時間、通勤経路等を勘案し、社員の希望に沿えるよう勤務作成すること。

以上